

後期高齢者医療保険料の軽減判定誤りについて

昨年末、厚生労働省から後期高齢者医療保険料の電算処理システムの設定に誤りがある旨の報道発表がありました。平成 2 0 年の後期高齢者医療制度の発足以来、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されてしまうシステム設計となっていました。4 月 1 日に島根県後期高齢者医療広域連合にて最新計算ツールによる異動賦課が行われ、この結果、下記のとおり出雲市において 6 8 件 (5 5 人) の該当がありました。

記

1. 変更件数及び該当被保険者数

変更件数 68 件 (島根県全体 : 273 件)

被保険者数 55 人

《内訳》

年度別

() うち増額件数

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	3	4	7	6	6	3	3	21 (14)	15 (10)

増額分 (賦課権の遡及が 2 年)

該当被保険者数 : 20 人 金額 : 344,850 円

減額分 (制度開始の H 2 0 年から還付)

該当被保険者数 : 35 人 金額 : 846,280 円

2. 今後の対応について

増額者 (追徴)

4 月下旬に訪問し、お詫びと変更した経緯を説明します。

納付については相談に応じ、督促手数料、延滞金は免除します。

減額者 (還付)

4 月下旬に変更通知書と、別紙お詫び文書を郵送します。

被保険者の皆さま

後期高齢者医療制度保険料の算定誤りに関するお詫び

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまには、日頃より後期高齢者医療制度についてご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

先頃、被保険者のうち一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定※が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が賦課されていることがあったことが判明し、平成 28 年 12 月 27 日に公表いたしました。原因は、全国の後期高齢者医療広域連合で使用している電算処理システムの設定に誤りがあったことによるものです。

※ 均等割額は被保険者の方の属する世帯の所得に応じて軽減されています。

被保険者の皆さまには多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫びいたします。また、保険料の還付または追加のご負担については、何とぞご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

今後は、被保険者の皆さまの信頼を回復するため、再発防止に努め、後期高齢者医療広域連合や市区町村と協力して真摯に取り組んでまいります。

なお、保険料の金額についてご質問のある方は、市区町村、または、後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

厚生労働省 保険局 高齢者医療課

<お問い合わせ先> 受付時間 平日 8:30～17:15

島根県後期高齢者医療広域連合 業務課

電話番号 0852-20-7526、FAX 0852-21-5551

または

出雲市役所 保険年金課

電話番号 0853-21-6984、FAX 0853-21-6598